



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月26日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 公安委員会規則

※滋賀県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則(警察本部会計課) 1

公安委員会規則

滋賀県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第16号

滋賀県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

滋賀県警察国有物品管理規則(昭和48年滋賀県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第13条第2項中「使用職員は、物品の供用を受けた」を「物品供用員は、職員に物品を使用させる」に、「物品保管書」を「物品使用書」に、「f)に」を「f)により」に、「それぞれ記名しなければ」を「おいて、使用職員を明らかにしておかなければ」に改める。

第14条の見出しを「(返戻)」に改め、同条中「供用を受けた」を削り、「返れい」を「返戻」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第9号から別記様式第10号の2までを次のように改める。

様式第9号

年 月 日

物品供用員
職 氏名 殿

使用職員 課署
職 氏名

使用物品亡失(損傷)報告書

次のとおり物品の亡失(損傷)をしたから、報告する。

記

分類 I		分類 II	細分類
警察庁			
品目	数量	亡失(損傷)年月日	亡失(損傷)事由
亡失(損傷)発見後の処理状況		亡失(損傷)当時における物品の保管状況	その他参考事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号

第 年 月 日 号		
滋 賀 県 警 察 本 部 長 殿		
検 査 員 職 氏名 立 会 人 職 氏名		
検 査 書		
滋賀県警察国有物品管理規則第20条第1項の規定により、次の者について検査したところ、		
適 法 な 物品管理をしていると認める。 不 適 法 な		
定時または随時検査	物品管理職員 職 氏名 管理期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
交 替 検 査	前任物品管理職員 職 氏名 管理期間 自 年 月 日 至 年 月 日 後任物品管理職員 職 氏名	

備考1 該当しない欄は、斜線で抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の2

第 年 月 日 号	
滋 賀 県 警 察 本 部 長 殿 物品供用員 職 氏名	
物 品 点 検 結 果 報 告 書	
<p>滋賀県警察国有物品管理規則第22条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行つた結果は、下記のとおりであつたので、報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
点 検 実 施 日 (前 回 の 点 検 日)	年 月 日 (年 度 第 四 半 期) (年 月 日)
点 検 結 果	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

